

# 福岡県公報

平成二十七年七月二十一日  
第三千七百十二号  
増刊 ①

## 目次

### 条 例 (第二十九号―第四十号)

○福岡県職員の退職手当に関する条例及び福岡県職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………二
○福岡県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	……………三
○福岡県情報公開条例の一部を改正する条例	(県民情報広報課)	……………一〇
○東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例	(消防防災指導課)	……………一〇
○福岡県個人情報保護条例等の一部を改正する条例	(市町村支援課)	……………一〇
○福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(生活安全課)		……………一一
○福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	(健康増進課)	……………一一
○福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(保健衛生課)	……………一一
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(児童家庭課)	……………一一
○福岡県事務処理の特例に関する条例及び福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	(自然環境課)	……………一二
○福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	……………一二
○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例	(公園街路課)	……………一三

## 公布された条例のあらまし

◇福岡県職員の退職手当に関する条例及び福岡県職員の再任用に関する条例の一部を改

正する条例

(総務部人事課)

1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の制定による地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十七年十月一日から施行することとした。

◇福岡県税条例等の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地方税法等の一部を改正する法律の制定等に伴い、法人事業税の所得割の税率の引下げ及び外形標準課税の拡大並びに県たばこ税の特例税率の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。ただし、附則第 一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県情報公開条例の一部を改正する条例

(総務部県民情報広報課)

1 福岡県土地開発公社が解散したことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部消防防災指導課)

1 東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等の措置を平成二十九年七月二十六日まで継続することに伴い、東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(企画・地域振興部市町村支援課)

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による住民基本台帳法の一部改正に伴い、

福岡県情報保護条例等の規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成二十七年十月五日から施行することとした。

◇福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

(新社会推進部生活安全課)

1 福岡県消費者行政活性化基金に基づく事業を平成二十九年年度まで継続することに伴い、福岡県消費者行政活性化基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部健康増進課)

1 地域自殺対策緊急強化事業の実施期限が平成二十七年年度まで延長されたことを踏まえ、福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部保健衛生課)

1 食品表示法の制定により、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び健康増進法に基づく食品の表示に関する基準が統合されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部児童家庭課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例及び福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の制定による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築指導課)

1 建築基準法の一部を改正する法律及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が制定されたことを踏まえ、防火避難上の制限に係る規定の適用を受ける木造の共同住宅等から特定避難時間倒壊等防止建築物を除くほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 公園施設として筑後広域公園内にフィットネスルームを整備することに伴い、その利用料金の上限を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

### 条 例

福岡県職員の退職手当に関する条例及び福岡県職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十九号

福岡県職員の退職手当に関する条例及び福岡県職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)の

一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改める。

（福岡県職員の再任用に関する条例の一部改正）

**第二条** 福岡県職員の再任用に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七条の三第一項第四号」に改める。

#### 附則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

福岡県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

#### 福岡県条例第三十号

福岡県条例等の一部を改正する条例

（福岡県条例の一部改正）

**第一条** 福岡県条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第二十条の七の三の次に次の一条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における県民税の所得割の徴収猶予）

**第二十条の七の四** 法第三百二十一条の七の十二の規定により市町村長が市町村民税の所得割の徴収を猶予した場合には、当該所得割の納税義務者に係る県民税の所得割の徴収についても当該市町村民税の所得割に対する当該猶予に係る市町村

民税の所得割の割合と同じ割合によつて猶予されたものとする。

第二十条の十二第三項中「場合を除く。」の下に「又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第二十条の十二の二第一項第一号中「その代表者又は管理人」を「法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称）並びにその代表者又は管理人の氏名」に改める。

第二十条の十二の三第一項第一号中「氏名」の下に「及び法人番号又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（法人番号又は個人番号を有しない者にあつては、名称又は氏名）」を加える。

第二十条の十三の十第一項第一号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）」に改める。

第二十条の十三の十五中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第二十条の十七第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第二十条の二十一の次に次の二条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予）

**第二十条の二十一の二** 法第七十二条の五十七の二第一項の規定による事業税の徴収猶予を受けようとする個人は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなればならない。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の取消し）

**第二十条の二十一の三** 知事は、法第七十二条の五十七の二第一項の規定により事業

税について徴収猶予を受けた個人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の第三項及び第三項の規定を準用する。

第二十条の二十二の二第一項中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等（」に、「（同法その他）」を「のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他）」に、「を除く。以下」を「以外のものをいう。以下」に、「課税資産の譲渡等」というを「同じ」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十条の二十八第一項第一号及び第二十条の三十三第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第二十七条第一項第一号及び第三十条第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第四十七条の十第二項第一号イ、第二号イ及び第三号イ中「及び住所」を「住所及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改める。

第四十七条の二十一第一項第一号及び第五十四条第三項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第五十四条の二第一号中「及び住所」を「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地）」を加える。

第六十三条第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第八十条第一号中「及び氏名」を「氏名及び個人番号（個人番号を有しない者に

あつては、住所及び氏名）」に改める。

付則第五条中「又は証券投資信託」を「金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託」に改め、同条第一号中「剰余金の分配」の下に「金銭の分配」を加える。

付則第七条の二の二中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

付則第七条の八第一項中「この項において同じ。」の下に「及び特定課税仕入れ（同条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）を、「の課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

付則第九条の二を次のように改める。

#### 第九条の二 削除

付則第九条の三第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。  
付則第十条の二の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

**第十条の二の二** 知事は、租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座（以下この項及び付則第十二条の二の六第一項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び付則第十二条の二の六第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等との配当等（同法第九条の九第一項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第九条の九第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十条第一項第六号及び第二十条の十三の十五の規定の適用については、第二十条第一項第六号及び第二十条の十三の十五

中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。

付則第十二条の二の五の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)

**第十二条の二の六** 知事は、未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項の規定の適用を受けたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第二十条の十三の十八に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十条第一項第七号、第二十条の十三の二十一及び第二十条の十三の二十二第一項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第六項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止(第二十条の十三の二十一及び第二十条の十三の二十二第一項において「未成年者口座の廃止」という。)の日」と、第二十条の十三の二十一中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に對して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等」と、第二十条の十三の二十二第一項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日(施行令第九条の二十第一項に定める場合にあつては、施行令で定める日)」とあるのは「月の翌月十日」とする。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。

**第二条** 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

付則第十条の二の二第一項中「及び付則第十二条の二の六第一項において「未成年者口座」を、「付則第十二条の二の六及び付則第十二条の二の七第一項において「未成年者口座」に、「及び付則第十二条の二の六第一項において「契約不履行等事由」

を「付則第十二条の二の六第三項及び付則第十二条の二の七第一項において「契約不履行等事由」に改める。

付則第十二条の二の六を付則第十二条の二の七とし、付則第十二条の二の五の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

**第十二条の二の六** 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号に規定する未成年者口座管理契約(以下この条において「未成年者口座管理契約」という。)に基づき同法第三十七条の十四の二第一項各号に規定する未成年者口座内上場株式等(以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、施行令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項各号に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この条において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令で定める金額(以下この条において「払出し時の金額」という。)により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四の二第四項第一号に掲げる移管若しくは返還又は同項第三号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第三号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と

同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び付則第十二条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

- 3 未成年者口座及び租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに契約不履行等事由が生じた場合には、法附則第三十五条の三の第三項各号に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令で定めるところにより、租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。
- 4 前項の場合において、法附則第三十五条の三の第三項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。

(福岡県税条例の一部改正)

**第三条** 福岡県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち福岡県税条例付則第十二条の二第二項の改正規定中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。

第二条のうち福岡県税条例付則第十二条の二の二第二項の改正規定中「次条」の下に「及び付則第十二条の二の六」を加え、同条を付則第十二条の二の三とし、付則第十二条の二の次に一条を加える改正規定のうち付則第十二条の二の二第二項中「次条」の下に「及び付則第十二条の二の六」を加え、「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。

**第四条** 福岡県税条例の一部を改正する条例(平成二十六年福岡県条例第二十五号)の

一部を次のように改正する。

第二十条第三項の改正規定中「法人税法第二条第十二号の十八」を「法第二十三条第一項第十八号」に改める。

#### 附則

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第四条の規定 公布の日

二 第一条中福岡県税条例第二十条の二十二の二及び付則第七条の八の改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十七年十月一日

三 第一条中福岡県税条例第二十条の三第二項にただし書を加える改正規定、同条例第二十条の十二の二、第二十条の十二の三、第二十条の十三の十、第二十条の十三の十五、第二十条の二十八、第二十条の三十三、第二十七条、第三十条、第四十七条の十、第四十七条の二十一、第五十四条、第五十四条の二、第六十三条、第八百八条及び付則第五条の改正規定、同条例付則第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに同条例付則第十二条の二の五の次に一条を加える改正規定並びに附則第二条第一項及び第三項の規定 平成二十八年一月一日

四 第二条及び附則第三条の規定 平成二十九年一月一日

五 第一条中福岡県税条例第二十条の七の三の次に一条を加える改正規定及び同条例第二十条の二十一の次に二条を加える改正規定並びに附則第二条第二項及び第四条の規定 平成三十年一月一日

六 第一条中福岡県税条例第十四条の改正規定 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日

七 第一条中福岡県税条例付則第九条の三の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の福岡県税条例(以下「新条例」という。)第二十条の三第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十条の七の四の規定は、前条第五号に掲げる規定の施行の日以後に地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「改正法」という。）附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百二十一条の七の十二第一項の規定により市町村民税の所得割の徴収を猶予した場合について適用する。

3 新条例第二十条の十三の十五の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき改正法第一条の規定による改正後の地方税法第二十三条第一項第十号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき改正法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の福岡県条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条 新条例第二十条の二十一の二及び第二十条の二十一の三の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後に改正法附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十二条の五十七の二第一項の申請が行われる場合について適用する。

（地方消費税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。）第四条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をい

う。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった第一条の規定による改正前の福岡県条例（以下「旧条例」という。）付則第九条の二に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、新条例第二十条の三十七第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第二十条の四十の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円

3 平成二十八年四月一日前に旧条例第二十条の三十七第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（旧条例第二十条の四十一第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第二十条の三十七第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

4 前項に規定する者は、同項の規定により売り渡したものとみなされる当該紙巻たば

こ三級品の貯蔵場所又は当該紙巻たばこ三級品を直接管理する小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるものの本数

二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算出した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

5 第三項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十条第四項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十二条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出し、受理されたときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

6 第四項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

7 第三項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第二十条の三十九から第二十条の四十一まで、第二十条の四十三第一項から第四項まで、第二十条の四十四及び第二十条の四十五の規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第二十条の四十三の二中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「福岡県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年福岡県条例第三十号）附則第六条第四項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成二十八年五月二日」と読み替えるものとする。

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第三項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第二十条の四十四の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売

業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第二十条の四十三第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

9 平成二十九年四月一日前に新条例第二十条の三十七第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（新条例第二十条の四十一第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

10 第四項から第八項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項		第九項に	
前項に	平成二十八年五月二日	前項	平成二十九年五月一日
第四項第二号	前項	第九項	
第五項	第三項	第九項	
	附則第二十条第四項	第九項	
	附則第五十二条第二項	第四項	
		附則第二十条第十項において準用する同条	
		附則第五十二条第九項において準用する同条第二項	
第六項	平成二十八年九月三十日	第九項	平成二十九年十月二日
第七項	第三項の	第九項の	
同項		同項及び第四項	



第八項	第三項	附則第六條第四項
	平成二十八年五月二日	附則第六條第十項において準用する同條第四項
	平成二十九年五月一日	
	第九項	

11 平成三十年四月一日前に新條例第二十条の三十七第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき百五十円とする。

12 第四項から第八項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第十一項に
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第四項第二号	前項	第十一項
第五項	第三項	第十一項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十一項において準用する同条第二項
第六項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
第七項	第三項の	第十一項の
	同項	同項及び第四項

第八項	第三項	附則第六條第四項
	平成二十八年五月二日	附則第六條第十二項において準用する同條第四項
	平成三十年五月一日	
	第十一項	

13 平成三十一年四月一日前に新條例第二十条の三十七第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき二百四十円とする。

14 第四項から第八項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第十三項に
	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
第四項第二号	前項	第十三項
第五項	第三項	第十三項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項
第六項	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
第七項	第三項の	第十三項の
	同項	同項及び第四項

第八項	附則第六條第四項	附則第六條第十四項において準用する同條第四項
	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
第三項		第十三項

福岡県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第三十一号**

福岡県情報公開条例の一部を改正する条例

福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「福岡北九州高速道路公社及び福岡県土地開発公社」を「及び福岡北九州高速道路公社」に改める。

附則第九項に次の一号を加える。

- 四 福岡県土地開発公社の解散に伴い福岡県土地開発公社から実施機関の職員が取得した公文書のうち、平成十八年四月一日前に福岡県土地開発公社の役員又は職員が作成し、又は取得したものを

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第三十二号**

東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例

東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成二十三年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年七月二十六日」を「平成二十九年七月二十六日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第三十三号**

福岡県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

（福岡県個人情報保護条例の一部改正）

第一条 福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項第四号中「第三十条の九第二項」を「第三十条の四十第二項」に改める。

（福岡県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第二条 福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法第三十条の八第一項第二号」を「法第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第三条中「法第三十条の八第二項」を「法第三十条の十五第二項」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「法第三十条の八第二項」を「法第三十条の十五第二項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「知事保存本人確認情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を除く。以下同じ。）」に改め、同条各号

中「保存期間に係る本人確認情報」を「知事保存本人確認情報」に改める。

第五条中「法第三十条の九第一項」を「法第三十条の四十第一項」に改める。

第六条を削る。

第七条中「法第三十条の三十七第二項」を「法第三十条の三十二第二項」に改め、

同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

(福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

**第三条** 福岡県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年福岡県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第三十条の七第五項第一号」を「第三十条の十一第一項第一号」に、「他の都道府県知事(同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。)」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報(個人番号)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」を除く。に改め、同項第二号中「第三十条の八第一項第一号」を「第三十条の十五第一項第一号」に、「本人確認情報」を「知事保存本人確認情報(個人番号を除く。)」に改める。

**附則**

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第三十四号**

福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

福岡県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年福岡県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第三十五号**

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第三十六号**

福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

福岡県食品衛生法施行条例(平成十二年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第一の二の七の項中「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)第一条第二項第七号」を「食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)第三条第二項の表の上欄」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十七号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「知事」に改める。

第五十四条第二項第一号中「地方厚生局長等」を「知事」に改める。

第六十条第一号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第七十八条第三号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第三号の指定については、第六十条第二項の規定を準用する。

附則第五条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例及び福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十八号

福岡県事務処理の特例に関する条例及び福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

（福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表三六の二の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥

獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

（福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の一部改正）

第二条 福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例（平成二十四年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十九号

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡県建築基準法施行条例（昭和四十六年福岡県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十五条中「準耐火建築物」の下に「及び法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が四十五分未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）」を加える。

第二十一条第三項中「第百十五条の二の二第二項第一号で定める技術的基準」を「第

百二十九条の二の三第一項第一号口に掲げる基準（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号口に規定する構造方法を用いるもの又は同号口の規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）」に改める。

第二十六条中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例(昭和五十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十イを次のように改める。

イ 占用使用の場合

区分		単位	金額
プール	夏季期間(屋内プール)	午前九時から正午まで	二〇、四五〇円
		午後一時から午後五時まで	二七、二七〇円
		午後六時から午後九時まで	二四、五五〇円
		午前九時から午後五時まで	四七、七三〇円
		午後一時から午後九時まで	五一、八二〇円
		午前九時から午後九時まで	七二、二八〇円
	夏季期間(屋外プール)	午前九時から正午まで	二三、三八〇円
		午後一時から午後五時まで	三一、一七〇円
		午前九時から午後五時まで	五四、五五〇円
		午後一時から午後五時まで	三〇、七〇〇円
		午後六時から午後九時まで	四〇、九三〇円
		午前九時から午後五時まで	三六、八四〇円
温水期間(屋内プール)	午前九時から午後五時まで	七一、六四〇円	
	午後一時から午後九時まで	七七、七八〇円	
		午前九時から午後九時まで	一〇八、四八〇円

トレーニング室

フィットネスルーム

別表第二の十ロに次のように加える。

フィットネスルーム	二時間		金額
	二時間を超えるとき	二時間ごとに	
トレーニング室	一般	小学生・生徒	九、二六〇円
	一般	小学生・生徒	一一、三四〇円
フィットネスルーム	一般	小学生・生徒	一一、一〇〇円
	一般	小学生・生徒	二一、六〇〇円
フィットネスルーム	二時間を超えるとき	小学生・生徒	二二、四六〇円
	二時間ごとに	小学生・生徒	三三、七二〇円
フィットネスルーム	二時間を超えるとき	小学生・生徒	八九〇円

別表第二の十備考四中「における」の下に「プール及びトレーニング室の」を加え、同表備考五中「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。